

〔ダイジェスト〕

## 2 地区社会福祉協議会懇談会について

市社協会長を始めとする役職員が地区社会福祉協議会に出向き地区社協の現状、課題等について意見交換、懇談をさせていただきます。

ご希望の際は最寄りの総合福祉センター地域福祉係にお問い合わせください。